

議会議案第 3 号

奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額
並びにその支給に関する条例の一部改正について

奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に
関する条例の一部を次のように改正しようとする。

令和 4 年 1 1 月 3 0 日提出

提出者

奈良市議会議員 森 田 一 成

賛成者

奈良市議会議員 森 岡 弘 之

同 山 口 裕 司

同 内 藤 智 司

奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例の一部を改正する条例

第1条 奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例（平成20年奈良市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第2条 奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

（提案理由）

議会の議員の期末手当の支給割合の改定を行おうとするものである。

奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例 新旧対照表（第1条による改正）

現行	改正案
（期末手当） 第5条 略 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、退職等又は議会の解散によりその職を離れた日現在）において同項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に<u>100分の162.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日又は議会の解散による任期終了の日に在職した議員で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、この者は引き続き議員の職にあったものとする。 （1） 6箇月 100分の100 （2） 5箇月以上6箇月未満 100分の80 （3） 3箇月以上5箇月未満 100分の60 （4） 3箇月未満 100分の30	（期末手当） 第5条 略 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、退職等又は議会の解散によりその職を離れた日現在）において同項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に<u>100分の167.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日又は議会の解散による任期終了の日に在職した議員で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、この者は引き続き議員の職にあったものとする。 （1） 6箇月 100分の100 （2） 5箇月以上6箇月未満 100分の80 （3） 3箇月以上5箇月未満 100分の60 （4） 3箇月未満 100分の30

奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例 新旧対照表（第2条による改正）

現行	改正案
（期末手当） 第5条 略 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、退職等又は議会の解散によりその職を離れた日現在）において同項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に<u>100分の167.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日又は議会の解散による任期終了の日に在職した議員で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、この者は引き続き議員の職にあったものとする。 （1） 6箇月 100分の100 （2） 5箇月以上6箇月未満 100分の80 （3） 3箇月以上5箇月未満 100分の60 （4） 3箇月未満 100分の30	（期末手当） 第5条 略 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、退職等又は議会の解散によりその職を離れた日現在）において同項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に<u>100分の165</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日又は議会の解散による任期終了の日に在職した議員で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、この者は引き続き議員の職にあったものとする。 （1） 6箇月 100分の100 （2） 5箇月以上6箇月未満 100分の80 （3） 3箇月以上5箇月未満 100分の60 （4） 3箇月未満 100分の30